

E i w a N e w s

令和6年分贈与からの贈与税・相続税の計算方法

令和6年10月
(No. 231)

今回は、令和5年度税制改正項目のうちから、令和6年分の贈与から適用が開始されている規定についてご紹介します。

[1] 相続時精算課税についての見直し

(1) 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税を選択した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が相続時精算課税に係る贈与者（以下「特定贈与者」といいます。）から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、贈与税の課税価格から**基礎控除額**として年間110万円が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産の価額は、この基礎控除額110万円を控除した後の残額とされます。

① 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母又は祖父母などから、18歳以上の子又は孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。基礎控除額110万円を超える贈与は、累計で2,500万円まで贈与税は課税されませんが、相続時に相続財産に加算され、相続税が課税されます。この制度を選択する場合には、贈与年の翌年の2月1日から3月15日までの間に「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要となります。（特定贈与者ごとに選択が可能です。）

② 相続時精算課税適用者の贈与税の計算

特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、基礎控除額（110万円※）を控除し、特別控除額（限度額2,500万円。前年以前において、既にこの控除を受けている場合は、残額が限度額となります。）を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

※同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与財産がある場合は基礎控除額110万円を特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分します。

③ 相続時精算課税適用者の相続税の計算

特定贈与者から贈与を受けた財産の贈与時の価額（基礎控除額を控除した残額）と、相続等により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税額相当額を控除して算出します。

ポイント

相続時精算課税に係る基礎控除の創設により、相続時精算課税を選択する場合、令和6年1月1日以後の年間110万円以下の贈与については、贈与税・相続税ともに納税の必要がなくなりました。

また、従来は、相続時精算課税を選択している場合には、特定贈与者から少額でも財産の贈与を受ければ贈与税の申告が必要でしたが、令和6年1月1日以後の年間110万円以下の贈与については申告不要となりました。

注 意 点

相続時精算課税を選択した場合に、相続時において、相続財産と加算される贈与財産の合計額が相続税の基礎控除額を超えるときは相続税が発生します。そして、相続税の計算においては、小規模宅地等の特例など、贈与財産について適用できない規定があります。

提出した「相続時精算課税選択届出書」は撤回できないため、一度相続時精算課税を選択すると、暦年課税に戻すことはできません。そのため、その選択にあたっては慎重に検討することが必要です。

(2) 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の創設

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、その贈与日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に、令和6年1月1日以後に災害によって一定の被害を受けた場合（その土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限ります。）に、贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、相続税の課税価格へ加算するその土地又は建物の価額は、贈与時における価額から、その災害による被災価額を控除した残額とすることができます。

[2] 暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し

相続等により財産を取得した人が、その相続開始前7年以内（改正前は3年以内）にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとされます。

加算対象期間について

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者（被相続人）の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～		相続開始前7年間

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。